

## Tax Controversy Newsletter

デロイトトーマツ税理士法人 税務係争解決チーム

2018年6月

弁護士 千葉 直人 (DT 弁護士法人)

### 国内の税務係争解決の最新動向 ～最近の脱税事案の概観～

#### 1. はじめに

本ニュースレターでは、公表された最近の脱税事件のうち否認事件に関する裁判例<sup>1</sup>を取り上げ、その傾向等について概観する。裁判例を大別すると、①「偽りその他の不正行為」における遁脱の故意が争われた事案、②所得等の帰属主体が争われた事案に分類することができ、一定の傾向ないし問題点を読み取ることができる。

#### 2. 遁脱の故意が争われた事案

##### (1) 裁判例① 東京地裁平成25年3月1日判決<sup>2</sup>(第一審)、裁判例② 東京高裁平成26年1月31日判決<sup>3</sup>(控訴審)

証券会社の社員であった被告人が、源泉徴収されずに海外口座に入庫等された株式賞与等の収入を秘匿し、所得税の一部を免れたとされた所得税法違反被告事件であり、過少申告の遁脱の故意の有無が主な争点となった。

第一審は、被告人の経歴等、収入の詳細、確定申告の状況等の複数の間接事実について詳細な検討を行い、結論として、過少申告の認識がなかったとする被告人の供述を否定することができず、被告人に所得税の遁脱の故意があったと認めるには合理的な疑いを入れる余地があるとして、被告人を無罪とした。

検察官は、第一審判決を不服として控訴したが、控訴審は、「本件は検察官において多数の間接事実の積み重ねによって被告人の遁脱の故意を立証しようとするものであるが、この場合積極方向の事情のみならず、消極方向の事情をも踏まえて総合判断をすべきは当然のことである」との事実認定の一般的な枠組を示した上、本件について、「所得秘匿工作を全く行っておらず、いったん税務当局が調査に入れば多額の脱税の事実が直ちに判明する状況になったことは、遁脱の故意を推認するに当たり消極方向に働く事情であることは留意すべき点である」ことなどを挙げて、控訴を棄却し、原判決の結論を維持した。

##### (2) 裁判例③ 神戸地裁平成26年1月17日判決<sup>4</sup>

夫の遺産を相続した被告人が、相続財産から預貯金、株式等を除外して課税価格を減少させ、ことさら過少な金額を記載した内容の虚偽の相続税申告書を提出し、正規の相続税額との差額の税を免れたとされた相続税法違反被告事件である。「偽りその他の不正の行為」における主観的要件の充足の有無が争点となり、弁護人は、客観的に過少申告があったことは認めつつ、それは被告人の誤解、失念等によるものであって、被告人には相続税を不正に免れようとする意図(遁脱の意図)はなかったのであるから、「偽りその他の不正の行為」にはあたらないと主張した。これに対し、検察官は、未必の故意を含む構成要件の故意があれば租税遁脱罪成立の主観的要件としては十分であり、遁脱の意図に基づき過少申告を行ったことは要しないと主張した。

1 本稿では、公訴事実の全部又は一部に争いがあるため事実認定の理由が判示される否認事件のみを取り上げ、公訴事実に争いのない自白事件については取り上げていない。

2 判例秘書搭載

3 判例タイムズ1407号242頁

4 判例秘書搭載

裁判所は、過去の最高裁判例<sup>5</sup>を挙げつつ、事前の秘匿隠蔽工作を伴わない過少申告事案における通脱罪の成立には、「単に過少申告があったというだけでは足りず、税を不正に免れようとの意図(通脱の意図)に基づき、その手段として、申告書に記載された課税物件が法令上のそれを満たさないものであると認識しながら、あえて過少な申告を行うことを要し、反対に、行為者が、そのような意図に基づかず、例えば不注意や事実の誤認、法令に関する不知や誤解などの理由によって過少申告を行った場合には、「偽りその他不正の行為」にはあたらないと解するのが相当」とし、本件では、被告人が通脱の意図に基づきあえて虚偽の過少申告を行ったと認めるべき証拠はないとして、被告人を無罪とした。

### (3) 裁判例④ 東京地裁平成 28 年 6 月 9 日判決<sup>6</sup>、裁判例⑤ 東京高裁平成 29 年 2 月 1 日判決<sup>7</sup>

葬祭業を営む被告会社の実質経営者であり被告会社の代表取締役であった被告人が、ことさら過少な所得金額を記載して法人税を免れた法人税法違反被告事件であり、脱税の故意の有無等が争点となった。

第一審は、被告人から内容虚偽の確定申告書を作成するよう指示された旨の従業員の証言の信用性を認め、被告人の脱税の故意を認定して有罪とした。

被告人は、第一審判決を不服として控訴し、事実誤認を主張したが、控訴審も、当該従業員の証言の信用性を認めて控訴を棄却し、原判決の結論を維持した。

### (4) 裁判例⑥ 名古屋地裁平成 29 年 3 月 22 日判決<sup>8</sup>

投資スクールを商材とし、実在しないファンドへの投資を勧誘するというネットワークビジネスを主宰していた被告人 A と、投資スキームを構築し投資金の管理等を行っていた被告人 B が、共謀の上、多数人から多額の金員を詐取し、被告人 B が被告人 A の所得を秘匿して所得税を免れたとする詐欺、所得税法違反被告事件である。弁護人は、所得税法違反の点について、被告人は報酬について積極的に仮装隠蔽を行う意図はなく、すなわち、真実の所得を隠蔽し、それが課税対象となることを回避するために、偽りその他不正の行為を行っていたという認識がなかったと主張して故意を争った。

裁判所は、関係証拠から、被告人 B が会員から振り込まれた投資金を複数の借名口座に送金し、被告人 A も借名口座が用いられることを当然認識していたことを認定した上で、複数の借名口座を用いる理由については、金融機関により口座が凍結される危険を分散する目的なども考えられ、被告人 A の納税義務を免れることが主目的であったと認められないものの、結果として被告人 A の所得の隠蔽を可能とするものであり、被告人 A はそのような事実関係を認識していた以上、不正行為を行う認識、すなわち所得税法違反の故意が認められるとし、被告人を有罪とした。

### (5) 裁判例⑦ 大阪地裁平成 29 年 5 月 19 日判決<sup>9</sup>、裁判例⑧大阪高裁平成 30 年 2 月 13 日判決<sup>10</sup>

被告人が、相続人及びその協力者と共謀の上、相続財産の大部分が社会福祉法人に遺贈により寄附されたように仮装して相続税を過少申告し、不正に相続税の一部を免れた相続税法違反被告事件である。弁護人は、相続人が相続財産の一部を社会福祉法人に遺贈により寄附する旨仮装して過少申告して相続税の一部の支払を免れたことについては争わないものの、被告人については、相続税の納税義務者(相続人)の存在を知らず、納税義務の内容や不正の方法についての認識もないと主張し、虚偽申告の認識・認容(故意)の有無等を争った。

第一審は、関係証拠から、被告人は、本件の寄附が、相続税の申告期限が切迫する中での相続税対策として行われたものであって、寄附が実態の伴わない仮装であることを知りながら協力したものであり、自らの協力が相続人における虚偽過少申告につながることを認識、認容していたと認めて故意を認定し、被告人を有罪とした。

被告人は、第一審判決を不服として控訴し、事実誤認を主張した。弁護人は、いったん社会福祉法人等に寄附して相続税を減額した上で実質的に相続人に戻すスキームを実行することが、直ちに脱税行為になるわけではなく、この点は脱税の故意を肯定する根拠にはならないとも主張したが、控訴審は、相続財産を社会福祉法人等に実質的に帰属させるつもりもないのに、そのように装って税の大幅な減額を図る行為はまさしく「偽りその他不正の行為により相続税を免れる」行為にほかならず、被告人においてこの点の十分な認識があったとしてかかる弁護人の主張を排斥し、関係証拠によれば被告人は虚偽過少申告を認識・認容したと認めることができるとして、控訴を棄却し、原判決の結論を維持した。

5 最高裁昭和 42 年 11 月 8 日大法廷判決(最高裁判所刑事判例集 21 卷 9 号 1197 頁)ほか

6 判例秘書搭載

7 判例秘書搭載

8 判例秘書搭載

9 判例秘書搭載

10 判例秘書搭載

### 3. 所得等の帰属主体が争われた事案

#### (1) 裁判例⑨ 東京地裁平成 26 年 5 月 21 日判決<sup>11</sup>、裁判例⑩ 東京高裁平成 28 年 2 月 26 日判決<sup>12</sup>

被告人 A 及び被告人 B が共謀の上、被告人の A が個人事業として行った多数の不動産取引を関係会社が行った取引と仮想するなどして所得を秘匿し、所得税を免れたとする所得税法違反被告事件である。収益の帰属主体が争点であり、検察官は、被告人 A が個人事業として行った不動産取引を、繰越欠損金を計上する複数の関係会社が行った取引のように仮装したものであり、取引による収益は被告人 A 個人に帰属すると主張したのに対し、弁護人は、取引による収益は被告人 A 個人ではなく関係会社に帰属すると主張した。

第一審は、収益の帰属主体について、「収益が誰に帰属するかについて、所得税法 12 条は、「資産又は事業から生ずる収益の法律上帰属するとみられる者が単なる名義人であって、その収益を享受せず、その者以外の者がその収益を享受する場合には、その収益は、これを享受する者に帰属するものとして、この法律の規定を適用する。」と定めている(法人税法 11 条にも同様の規定がある。)。この条文は、実質主義を定めた条文であるといわれているが、課税の対象である利益は、経済活動ないし経済現象に基づいて発生するものであるところ、その経済活動ないし経済現象は、第一次的には私法によって規律されているのであるから、課税は、原則として私法上の法律関係に即して行われるべきものであり、このことは、租税法律主義の目的である法的安定性を確保するためにも必要なことといえる。したがって、前記条文の意味する「実質」も、法による枠組みを離れた犯罪行為等による収益の場合を除いては、基本的に法的な意味での実質をいうものと解される。そして、本件における各収益が、直接には本件各不動産の売買契約又は賃貸借契約に基づいて発生していることからすれば、これらの契約当事者である売主又は貸主が、収益を享受する者といえる」とし、

契約当事者の判断方法について、「契約書に買主として記載された者と所有者として登記された者が一致するならば、特段の事情がない限り、その者が実質的にも買主であり、所有権を取得したものと推認される」とし、かかる推認が働く場合における特段の事情の認定及び推認が働かない場合における契約当事者の認定について、「売買契約においては、これが売主においてある財産権の移転を約し、買主においてその代金の支払を約することを要素とする契約であることからすれば(民法 555 条)、買主が誰かという問題は、代金を支払い、権利を取得したのは誰かということであり、前者の代金支払に関しては、売買代金の出捐者が誰であるかという意味で、購入原資の出所が重視すべき要素であり、後者の権利取得に関しては、その取得後の使用、収益、処分状況、すなわち、当該不動産を賃貸したり売却したりした際に得た金員の行方などが重視すべき要素であることとなる」とともに、「会社の法律行為は代表者が行うのであるから、買主とされる各関係会社の代表者の意思も考慮する必要がある」との判断基準を示した。そして、かかる判断基準に本件の事情を当てはめると、被告人 A に本件の不動産取引による収益が帰属するとは認められないとして、被告人 A 及び B を無罪とした。

検察官は第一審判決を不服として控訴した。控訴審は、収益の帰属主体の判断について、第一審判決は収益の帰属者が所有者であるとの見解と実質的に同じ結論に至っているが、「私法上の所有権の帰属は、取引の安全を図るため、名義及び契約の文言(外部に表示された意思の内容)が比較的重視されるのに対し、実質所得者課税の原則が適用される場面における収益(所得)の帰属は、取引がなされ、これに伴う経済的利得の帰属が確定した後、担税力という観点から定められるもの」であり「私法上の所有権の帰属は、事業取引の主体を判断するに当たり、取り分け、譲渡又は賃貸(貸付け)を伴う取引類型においては、一定の推認力を有する重要な間接事実ではあるものの、そのみで事業所得の帰属を決定する事情とはいえない」とした。そして、「所得税法上、事業所得においては、資産価値の増加(収益)は、事業活動を行う個人に帰属する建前であるから、その収益(所得)の帰属を認定するに当たっては、事業活動に属する取引(事業取引)の主体は誰かという観点から検討するのが相当である」とし、「事業取引の主体を認定するに当たっては、第三者への不動産の貸付け及び譲渡によって得られた利益の帰属先及び不動産購入原資を含む事業資金の調達実態を中心に、取引の経過を全体的に評価し、自己の計算により事業活動を行った者(経営主体)を事業取引(事業活動に属する取引)の主体と評価すべきと解される。その際、①外形上、法人格のない事業体に損益計算が帰属する可能性等も考慮し、②中核部分となる利益の実質的な帰属及び事業資金の調達実態を中心に、対外的な取引を伴わない資金移動等に留意する必要がある」との判断基準を示し、原判決の判断は、全体の判断枠組みを誤り、事業取引の主体を認定するために考慮すべき重要な間接事実に対する十分な検討を怠り、適切に認定、評価していないものであって、事実誤認の疑いが生じるものであるとし、さらなる審理を尽くす必要があるとして、第一審判決を破棄し、差し戻した<sup>13</sup>。

#### (2) 裁判例⑪ 福岡高裁平成27年6月3日判決

被告会社が、セミナー等の事業を営む被告会社に帰属する売上げを関連会社の売上げや傘下の宗教法人の寄附収入として計上するなどして所得を秘匿して法人税を免れ、また、被告会社に計上すべき課税売上げを事業実体的でない関連会社の課税売上げであるかのように仮装するなどの方法により消費税等を免れるとともに不正に消費税等

11 判例タイムズ 1412 号 296 頁

12 判例タイムズ 1427 号 133 頁

13 当該控訴審判決に対しては被告人が上告したが、上告は棄却されて控訴審判決が確定したようである。

の還付を受けたとされる法人税法違反、消費税法違反、地方税法違反被告事件であり、売上げの帰属主体が、被告会社により計上されたとおりに被告会社であるのか、そうではなく関連会社等であるのか争いとなった。

裁判所は、関係証拠によると、関係会社は設立後独自の事業活動をしたことは全くなく、消費税に関するいわゆる事業者免税点制度による消費税の納税義務を免れること以外にその意義を見出しがたく、関係会社に計上された売上げは仮装されたものであって実質は被告会社に帰属するものであるとし、また、被告会社が宗教法人への寄附として除外した売上げは、被告会社の事業に関して取得した受講料請求権の一部であるから、これを売上げから除外したのは収益を隠蔽したものであるとして、有罪とした。

#### 4. 裁判例の傾向等について

##### (1) 遁脱の故意が争われた事案

租税犯は、故意犯であるから、その成立のためには構成要件に該当する事実の認識が必要であるが、所得税等の遁脱犯についていえば、所得の存在についての認識が必要であり、所得の存在についての認識を欠く場合には遁脱犯は成立しないと解されている<sup>14</sup>。

遁脱の故意等が認められないとした裁判例①及び裁判例②と、遁脱の故意が認められるとした裁判例④、裁判例⑤及び裁判例⑥については、遁脱の故意の意義自体は争いになっておらず、間接事実、証拠からの事実認定によって遁脱の故意が認められるか否かを判断しており、かかる判断の仕方について脱税事案特有の問題はない。上記裁判例に限らず、遁脱の故意について争われる事案の大半は、遁脱の故意の意義自体には争いはなく、事実認定が問題となる事案であると思われる。

一方、裁判例③については、構成要件の故意があれば租税遁脱罪成立の主観的要件としては十分であり、遁脱の意図に基づき過少申告を行ったことは要しないとの検察官の主張に対して、裁判所は、税を不正に免れようとの意図(遁脱の意図)に基づき、その手段として、申告書に記載された課税物件が法令上のそれを満たさないものであると認識しながら、あえて過少な申告を行うことを要すると判示しており、故意とは別個の主観的要件として遁脱の意図が必要としているように見え、そうであれば、前述した遁脱の故意の解釈及び判例との整合性が問題となる。しかしながら、当該事案は、被告人が、生前の被相続人の意思により家族名義にしていた預貯金、株式などが、相続財産に含まれるものであり申告が必要であるとの認識自体を欠いていたとされた事案であるため、前述した故意の解釈及び判例の立場に立つても故意が否定される事案であったと思われる。

なお、被告人を無罪とした裁判例②及び裁判例③に共通する事情として、被告人が所得秘匿工作を全く行っていないことが挙げられる。裁判例②は、所得秘匿工作を全く行っていなかったことは遁脱の故意を推認するに当たり消極方向に働く事情であることは留意すべきであると判示し、裁判例③は、被告人が何の隠蔽工作も行わずに重大な過少申告を行い、実際に調査が入るまで漫然を構えていたというのは、遁脱の意図を有する者の行為としては違和感を禁じ得ず、被告人に遁脱の意図がなかったからこそその経緯と考える方が自然であると判示している。遁脱の故意の有無については、複数の間接事実の総合的な判断によるものであり、所得秘匿工作の有無は上記各事案において考慮された一つの事情に過ぎないものの、裁判所が遁脱の故意を否定する方向に評価する事情として、参考になるものと考えられる。

##### (2) 所得等の帰属主体について

まず、課税物件の帰属主体については、名義と実体、形式と実質が一致しない場合に特に問題となる。裁判例⑨及び⑩の事案では、不動産取引による収益の帰属主体が被告人個人であるか関係会社であるかが問題となったが、両裁判例は、いわゆる実質所得者課税の原則に言及している。

実質所得者課税の原則については、租税法の適用に当たり、要件事実の認定に必要な事実関係や法律関係の「外観と実体」、「形式と実質」ないし「名目と内容」がくいちがっている場合には、外観・形式ないし名目に従ってではなく、実体・実質ないし内容に従って、それらを判断し認定しなければならないという意味に解されている<sup>15</sup>。実質的所得者課税の原則の意義について、裁判例⑨(第一審)は、課税物件の法律上(私法上)の帰属につき、その形式と実質と

14 金子宏「租税法[第21版]」1013頁。なお、遁脱の故意における事実の認識の対象について、最高裁判所昭和34年2月27日第二小法廷判決(最高裁判所刑事判例集13巻2号250頁)は、被告人が、物品税法所定の無申告製造罪が成立するためには、行為者において当該製造にかかる物品が同法による物品税の課税物品であることを認識していることが必要であり、この認識は犯罪構成要件たる事実そのものの認識であって、これを欠くときは故意を阻却すると解すべきであると主張した事案において、「本件製造物品が物品税の課税物品であること従ってその製造につき政府に製造申告をしなければならぬかどうかは物品税法上の問題であり、そして行為者において、単に、その課税物品であり製造申告を要することを知らなかつたとの一事は、物品税法に関する法令の不知に過ぎないものであつて、犯罪事実自体に関する認識の欠如、すなわち事実の錯誤となるものではない」と判示している。

15 前掲:金子宏「租税法[第21版]」139頁。ただし、要件事実の認定に必要な法律関係について、表面的に存在するように見える法律関係に即してではなく、真実に存在する法律関係に即して要件事実の認定がなされるべきことを意味するに止まり、真実に存在する法律関係から離れて、その経済的効果なり目的なりに即して法律要件の存否を判断する許容するものではないとされている(同140頁)。



が相違している場合には、実質に即して帰属を判定すべきとする法律的帰属説に立ち、裁判例⑩(控訴審)は、課税物件の法律上(私法上)の帰属と経済上の帰属が相違している場合には、経済上の帰属に即して課税物件の帰属を判定すべきとする経済的帰属説に立っている。もっとも、裁判例⑨が収益の帰属主体を関係会社であると認定して被告人を無罪とし、他方で裁判例⑩が収益の帰属主体を被告人であると認定して被告人を有罪としたのは、裁判例⑨が、不動産の所有権の帰属ないし不動産購入契約の当事者(買主)が誰かという基準を定立した上で、かかる基準の当てはめに必要となる間接事実を前提とした、やや限定的、形式的とも思われる判断を行った結果、裁判例⑩が重視した重要な間接事実についての考慮を欠いているのに対し、裁判例⑩は事業主体が誰か<sup>16</sup>という観点から種々の間接事実について実質的な判断を行ったことによる結論の違いと考えられ、必ずしも実質的所得者課税の原則の意義についての上記立場の違いによるものではないと思われる。

次に、課税要件事実の認定に当たり、仮装行為が問題とされることがある。仮装行為というのは、意図的に真の事実や法律関係を隠蔽ないし秘匿して、みせかけの事実や法律関係を仮装することであり、仮装行為が存在する場合には、仮装された事実や法律関係ではなく、隠蔽ないし秘匿された事実や法律関係に従って課税が行わなければならないものと解されている<sup>17</sup>。裁判例⑪は、このような観点から、被告会社の関係会社に計上された売上げを仮装であると、また、被告会社が宗教法人への寄附として売上げを除外したのは収益を隠蔽したものとして、売上げの帰属主体を被告会社と認定している。

ただし、仮装行為が問題となる事案における事実認定については、契約が仮装行為であるか否か、真実の法律関係は何であるかの認定は、きわめて微妙な作業であることが多いから、慎重に行わなければならないとされている<sup>18</sup>。一般論として、本人としては適法な租税回避<sup>19</sup>の目的で特定の法形式を選択したつもりであっても、それが仮装行為に当たるとして異なる法形式に従い課税要件事実が認定されて脱税に当たるとの判断がなされる可能性はあり得るところであり<sup>20</sup>、納税者側としては、仮装行為が問題となる事案において、選択した法形式が真実の法律関係であった仮装行為には当たらないことをいかに主張立証するかが重要である。

## 5. おわりに

以上見てきたように、最近の裁判例については、①「偽りその他の不正行為」における遁脱の故意が争われた事案、②所得等の帰属主体が争われた事案に分類することができ、それぞれに特有の傾向ないし問題点があるが、その多くは、脱税事件固有の争点はなく、間接事実からの事実認定が問題となる事案である。そのため、納税者の立場においては、実務上は、調査段階等のなるべく早期の段階から専門家が関与した上で、当該事案における証拠をもとに事実関係を分析し、有利な主張立証方針の組み立てを行うことが望ましいといえよう。

---

16 判例・通達は、事業の経営主体が誰であるか、又は生計を主宰しているのは誰であるかによって事業所得の帰属を決めようとしており、考え方としては一応正当であるとされている(前掲:金子宏「租税法[第21版]」170頁)

17 前掲:金子宏「租税法[第21版]」141頁

18 前掲:金子宏「租税法[第21版]」142頁

19 租税回避は、課税要件の充足そのものを回避する行為であり、課税要件の充足の事実を全部又は一部秘匿する行為である脱税とは異なるものとされている。なお、節税とは、租税法規が予定しているところに従って税負担の減少を図る行為とされており、租税法規が予定していない異常な法形式を用いて税負担の減少を図る行為としての租税回避とは概念的に区別されている。(前掲:金子宏「租税法[第21版]」126頁)

20 租税回避行為について、個別の否認規定がない場合でも、課税の前提となる私法上の当事者の意思を、私法上、当事者間の合意の単なる表面的・形式的な意味によってではなく、経済的実態を考慮した実質的なかたちに従って認定し、その真に意図している私法上の事実関係を前提として法律構成をし、課税要件への当てはめを行うことにより、結果として租税回避の否認と同様の効果をもたらすという、事実認定・私法上の法律構成による「否認」の考え方が認められているところである(中里実「課税逃れ商品に対する租税法の対応(上)」ジュリスト 1169号 116頁)。概念的には脱税と租税行為とが区別されているとはいえ、実務上は、脱税か租税回避かの区別というよりも、事実認定における真実の法律関係は何かという事実関係の問題に帰着するように思われる。

グローバルな税務係争解決の最新動向について、説明会を随時実施しております。  
ご希望の方は、下記のメールアドレスにご連絡ください。

## 問い合わせ

デロイトトーマツ税理士法人 税務係争解決チーム

ディレクター 北村 豊 [yutaka.kitamura@tohmatsu.co.jp](mailto:yutaka.kitamura@tohmatsu.co.jp)

## 過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

[www.deloitte.com/jp/tax/controversy-nl](http://www.deloitte.com/jp/tax/controversy-nl)

## ニュースレター発行元

デロイトトーマツ税理士法人

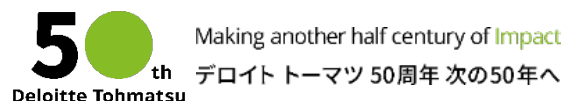
所在地 〒100-8305 東京都千代田区丸の内 3-3-1 新東京ビル 5 階

Tel 03-6213-3800(代)

email [tax.cs@tohmatsu.co.jp](mailto:tax.cs@tohmatsu.co.jp)

会社概要 [www.deloitte.com/jp/tax](http://www.deloitte.com/jp/tax)

税務サービス [www.deloitte.com/jp/tax-services](http://www.deloitte.com/jp/tax-services)



デロイトトーマツグループは日本におけるデロイトトウシュートーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームであるデロイトトーマツ合同会社およびそのグループ法人(有限責任監査法人トーマツ、デロイトトーマツコンサルティング合同会社、デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイトトーマツ税理士法人、DT 弁護士法人およびデロイトトーマツコーポレートソリューション合同会社を含む)の総称です。デロイトトーマツグループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、税務、法務等を提供しています。また、国内約40都市に約11,000名の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイトトーマツグループ Web サイト([www.deloitte.com/jp](http://www.deloitte.com/jp))をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザーサービス、リスクアドバイザー、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを Fortune Global 500® の 8 割の企業に提供しています。"Making an impact that matters"を自らの使命とするデロイトの約245,000名の専門家については、[Facebook](#)、[LinkedIn](#)、[Twitter](#) もご覧ください。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュートーマツ リミテッド("DTTL")ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または"Deloitte Global")はクライアントへのサービス提供を行いません。Deloitte のメンバーファームによるグローバルネットワークの詳細は [www.deloitte.com/jp/about](http://www.deloitte.com/jp/about) をご覧ください。

本資料に記載されている内容の著作権はすべてデロイトトウシュートーマツ リミテッド、そのメンバーファームまたはこれらの関連会社(デロイトトーマツ税理士法人を含むがこれに限らない、以下「デロイトネットワーク」と総称します)に帰属します。著作権法により、デロイトネットワークに無断で転載、複製等を行うことはできません。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

Member of  
**Deloitte Touche Tohmatsu Limited**

© 2018. For information, contact Deloitte Tohmatsu Tax Co.



IS 669126 / ISO 27001